

令和8年度

指定地域密着型サービス事業者募集要項

令和8年4月

上田市福祉部高齢者介護課

－ はじめに －

- この資料は、地域密着型サービス事業所の整備に当たって、基本的な事項についてまとめたものです。
- この資料の内容は、作成日（表紙記載）現在のものです。法令や予算等の関係で、補助単価・補助制度など、今後変更になる場合があります。

目次

1 募集の趣旨	1
2 募集内容	1
3 募集期間	1
4 応募資格	2
5 関係法令の遵守	2
6 事業者の選定	3
7 事業所開設に当たっての留意事項	4
8 事業所整備に対する補助	5
9 整備計画書等提出書類	6
10 提出期限	7
11 地域密着型サービス整備計画書 添付書類一覧表	8
12 募集地域における日常生活圏構成自治会一覧	9

1 募集の趣旨

上田市では、第9期上田市高齢者福祉総合計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、住み慣れた地域での生活継続を支援するため、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

今回、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備にあたり、サービスの質及び継続性並びに事業者選定の公平性を確保するため、施設整備を行う事業者の公募を行うものです。

2 募集内容

(1) サービス種類、募集事業所数等

サービス種類	募集内容（一体型・連携型 どちらでも可）		
	区分	定員	事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	新設	—	1か所

(2) 募集地域

上田市全域を対象とする。ただし、農業振興地域内農用地区域は募集対象外とします。地域は、日常生活圏域（別紙）で区分しています。

(3) 整備年度

令和8年度（令和9年3月31日までに着手竣工する。）

3 募集期間

(1) 受付期間 令和8年4月3日（金）から令和8年6月30日（火）まで
（土・日、祝日を除きます）

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所 上田市福祉部高齢者介護課（上田市役所本庁舎2階）

(4) 留意事項

ア 申請書類は必ず持参し提出してください。（郵送による受付はいたしません）

イ 提出前に電話連絡のうえ、持参してください。

ウ 資料の追加又は修正等をお願いすることがありますので、日程に余裕をもって提出してください。

4 応募資格

(1) 設置主体は応募日現在法人格を有している法人又は病床を有する診療所を開設している者（以下「法人等」という。）。

- (2) 法人等の所在地が長野県内、又は県内に介護サービス事業所があること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 施設を整備する土地・建物は、設置者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。ただし、借地による場合は、事業の存続に必要な相当期間（20年以上）の賃借権又は地上権を設定すること。
- (5) 事業所開設、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを提供できること。
- (6) 市税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) 会社更生法の規定による更正手続開始の申し立て、または民事再生法等の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 上田市暴力団排除条例（平成24年3月26日 条例第6号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

※応募した後に、これらの者であることが判明した場合は、審査を行うことなく失格とします。

5 関係法令の遵守

事業所の設計、整備計画などの策定にあたっては、関係法令に基づき、関係機関（危機管理防災課、都市計画課、建築指導課、上下水道局、農業政策課等）と十分協議・調整し、検討のうえ適切な計画を策定してください。

関係法令の一例

- 上田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 上田市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

6 事業者の選定

(1) 応募方法

応募申込書、整備計画書及び別に指定する添付書類（以下「整備計画書等」という）を、

期限までに高齢者介護課に提出してください。（詳細は「9 整備計画書等提出書類」「10 提出期限」参照）

(2) 選定方法

次の評価基準に基づき、整備計画書等を審査します（書類審査）。合わせて、応募事業者に対する面接を実施します（日程は別途通知）。書類審査及び面接の結果をもとに採点し、候補事業者を選定します。

【評価基準】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目	内容	配点
法人の状況	法人等の所在地、運営実績、財務状況	10点
応募動機	運営目的、理念、基本方針	10点
介護方針	重度化した場合、ターミナルケアに対する考え方 介護と看護の連携体制の確立 事故防止への取り組み及び事故発生時の対応	10点
運営方針	利用者の権利擁護、虐待防止に対する考え方 衛生管理に対する考え方 法令遵守に関する考え方 緊急時及び非常災害時への対応	10点
職員体制	職員採用、離職防止、職員育成に対する取り組み	10点
整備にあたっての準備状況	地域の理解、資金調達状況	7点
その他	収支計画の状況等	13点
(合計点)		70点

(3) 選定結果の通知

選定結果を文書で通知します。また、市のホームページにも掲載します。

7 事業所開設に当たっての留意事項

- (1) 住宅地から離れ、地域から孤立した場所ではなく、地域とのつながりを保つことができる環境にあるなど、周辺の生活環境が適切である場所を選択してください。
- (2) 災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）については、建設用地として望ましくないとされていますが、区域内において計画している場合は、自然災害等のリスクを

把握し、安全上及び避難上の有効な対策を別紙（様式2）に記入してください。なお、選定事業者として決定した場合、指定にあたり必ず避難計画を策定してください。該当区域かどうかについては、市危機管理防災課へ事前確認をしてください。

- (3) 地域住民の理解が得られず事業が中止となることがないように、次の点について注意してください。
- ア 地域住民との意思疎通のため、選定後は説明会等を実施し、事業の趣旨等に理解を求め、地元の同意を得ること。
 - イ 住民説明会等を業者任せにせず、設立代表者等が率先して説明会に参加すること。
 - ウ 説明内容及び説明資料には、「上田市に応募し、事業として選考されることが開設条件であるため、事業化されない場合がある」旨を必ず含めてください。
- (4) 整備計画書等の提出後、次の場合は選定の候補から除外することがありますので留意してください。また、選定後においては選定の取消につながる可能性があります。
- なお、選定の取消に伴い生じる費用については、上田市は一切負担しません。
- ア 虚偽の記載が判明した場合
 - イ 事業計画書等のうち、資金計画、建設計画等の変更がある場合
 - ウ 必要な許認可が取得できない又は重大な変更を要する場合
 - エ その他事業執行上、支障が発生した場合
- (5) 契約書や領収書、振込書などの関係書類は整理のうえ、確実に保管してください。

8 事業所整備に対する補助

選定した事業者については、当該事業者の申請により補助金の交付を予定しています。

補助金の事前協議及び交付申請手続きは選定後となりますが、補助金の交付にあたっては補助対象物件の処分制限のほか、上田市の契約手続きに準拠して発注を行うこと等の条件が付されますので、高齢者介護課と相談・確認を行いながら事業を実施してください。

補助金は県の「地域医療介護総合確保基金」を活用する予定ですが、今回の事業者選定をもって、交付決定となるわけではありません。補助金交付不採択となる場合もあります。また、補助金交付決定後は、原則取り下げることは出来ませんので御承知おきください。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 補助単価

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 7, 330千円/施設数

- (2) 介護保険施設等の施設開設準備経費 補助単価

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護 17, 400千円/施設数

9 整備計画書等提出書類

(1) 内容

ア 応募申込書

イ 整備計画書（様式 1）

ウ 指定する添付書類（別紙「地域密着型サービス整備計画書添付書類一覧表」のとおり）

※募集期間中に提出書類の追加が生じたときは、上田市のホームページに掲載します。応募締切後に提出書類の追加が生じたときは、全ての応募事業者に連絡します。

(2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部） ※副本は正本のコピーで結構です。

(3) 留意事項

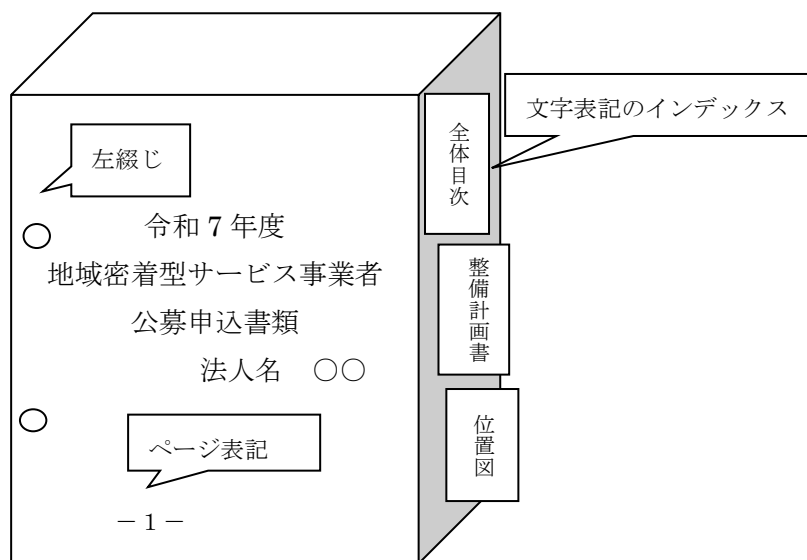
ア フラットファイル等を用いて、A4判（縦）の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、「地域密着型サービス事業者公募申込書類」と記載してください。

提出書類にはページを付し、全体目次をつけること。

イ 各書類は、証明書類など既定のものや図面等を除き、原則A4サイズ両面刷り（A3は横折りたたみ）に統一すること。また、法人等が新たに作成する書類については、本文の字体を原則MS明朝体、10.5ポイントとすること。

ウ 項目ごとに文字表記のインデックスをつけること。インデックスは資料に直接貼るのではなく、資料の間に白紙を挟み、その白紙に貼ってください。

●書類の綴じ方例



(契約関係書類など) 正本に原本の写を提出する場合には、原本証明をしてください。

(例)

この写は原本と相違ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○ ○ ○ 会

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

10 提出期限

以下の期限までに、高齢者介護課へ整備計画書等を8部提出してください。

応募期限	令和8年6月30日(火)午後5時15分(厳守)
提出場所	上田市福祉部高齢者介護課介護保険担当(上田市役所本庁舎2階)

- (1) 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話で連絡のうえ来庁してください。ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 募集に関する質問は、所定の様式に記入し、6月12日(金)午後5時までに、電子メールまたはFAXで高齢者介護課に提出してください。質問に対する回答は、随時、上田市高齢者介護課ホームページに掲載し、最後の更新は6月19日(金)とします。なお、口頭での質問には、お答えできませんのでご了承ください。
- (3) 応募に関する一切の費用(書類作成及び証明にかかる費用等)については、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出された書類は返却いたしません。
- (5) 整備計画書等については、個人情報及び内部管理情報等を除き、市の情報公開条例等に基づいて公開する場合があります。
- (6) 整備計画書等のデータは本市ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/53010.html>)

○問い合わせ先

〒386-8601 上田市大手一丁目11-16

上田市福祉部高齢者介護課 介護保険担当 小岩井・小山・佐藤

T E L 0268-71-6576 (直通)

F A X 0268-29-4466

電子メール korei@city.ueda.nagano.jp

11 地域密着型サービス整備計画書 添付書類一覧表

(上田市整備計画書類【様式1】に添付してください)

番号	書類	備考	チェック
1	法人登記簿(履歴事項全部証明書)(直近のもの)		<input type="checkbox"/>
2	定款		<input type="checkbox"/>
3	不動産登記簿(全部事項証明書)、用地の公図		<input type="checkbox"/>
4	売買(賃貸借)契約書の写し又は売買(賃貸借)についての覚書		<input type="checkbox"/>
5	位置図及び開設予定地の写真等		<input type="checkbox"/>
6	各階平面図、立面図、各室面積表、建物配置図	(注1)、(注2)参照	<input type="checkbox"/>
7	管理者予定者の経歴書、資格証の写し、管理者研修の修了証書の写し等		<input type="checkbox"/>
8	直近3年の決算書類		<input type="checkbox"/>
9	償還計画表	借り入れを行う場合	<input type="checkbox"/>
10	預金残高が明らかになる書類		<input type="checkbox"/>
11	納税証明書 (市税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税)	3か月以内	<input type="checkbox"/>
12	収支予算見込書【様式3】	開設から3年間	<input type="checkbox"/>
13	自治会長、隣接土地所有者の応募同意書の写し	ある場合のみ	<input type="checkbox"/>
14	緊急時の対応マニュアル	ある場合のみ	<input type="checkbox"/>
15	建物用地における自然災害等のリスクと対応に係る報告書【様式2】	災害イエローゾーンを予定地とする場合のみ	<input type="checkbox"/>
16	法人が運営している事業所の概要等が分かるパンフレット等(※ホームページの写しでも可)		

(注1) 居室、居間、食堂、機能訓練室の面積については、各室面積表に、内法での測定による面積と壁芯での測定による面積を併記してください。

(注2) 駐車場等建物周囲の状況を建物配置図に明記してください。

12 募集地域における日常生活圏構成自治会一覧

(別紙)

No.	募集地域	自治会名
1	中央地域	南天神町、泉平、天神の杜、北天神町、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、大手町、横町、海野町、原町、袋町、馬場町、田町、丸堀町、木町、北大手町、上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、上鍛冶町、鍛冶町、上房山、下房山、柳町、新田、山口、上紺屋町、蛇沢
2	西部地域	下紺屋町、鎌原、西脇、新町、諏訪部、生塚、常磐町、緑が丘、新屋、緑が丘北、緑が丘西、城北、秋和、上塩尻、下塩尻
3	城下地域	小牧、諏訪形、須川、中村、朝日ヶ丘、三好町、御所、中之条、千曲町、川辺町、下之条、半過
4	神川地域	大屋、岩下、下青木、みすず台南、みすず台北、上沢、国分、下堀、上堀、上青木、梅が丘、久保林、黒坪、踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、北常田、材木町、常入、染屋
5	神科地域	畑山、伊勢山、富士見台、神科新屋、野竹、西野竹、笹井、川原、岩門、金井、大久保、長島、金剛寺、住吉が丘、森、大日木、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台、下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸
6	塩田地域	下組、富士山中組、奈良尾、平井寺、鈴子、石神、柳沢、下之郷、桜、下本郷、東五加、五加、上本郷、中野、上小島、下小島、保野、学海南、舞田、八木沢、八舞、学海北、セレーノ八木沢、十人、塩田新町、東前山、西前山、手塚、山田、野倉、分去、大湯、院内、上手
7	川西地域	上田原、倉升、神畑、築地、東築地、福田、吉田、仁古田、岡、浦野、越戸、藤之木、浦野南団地、小泉、下室賀、上室賀、ひばりヶ丘
8	丸子地域	三反田、海戸、沢田、八日町、御嶽堂、飯沼、北原、茂沢、尾野山、上長瀬、長瀬中央、下長瀬、石井、坂井、狐塚、郷仕川原、南方、藤原田、中丸子、下丸子、腰越、西内、平井、荻窪、和子、下和子、辰ノ口
9	真田地域	菅平、大日向、角間、横沢、真田、十林寺、石舟、戸沢、つくし、横尾、四日市、入軽井沢、岡保、傍陽中組、大庭、曲尾、萩、田中、下横道、中横道、上横道、穴沢、三島平、上原、下郷沢、小玉上郷沢、赤井、下塚、竹室、荒井、中原、表木、大畑、下原、町原、出早
10	武石地域	烏屋、沖、藪合、中島、七ヶ、片羽、堀之内、市之瀬、下本入、権現、下小寺尾、上小寺尾、唐沢小原、築地原、大布施巣栗、西武、小沢根、余里